

重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）

厚生労働省 社会・援護局
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 重層的支援体制整備事業における各事業の実施内容
- 重層的支援会議及び支援会議
- 実施体制の整備について
- 交付金の算定、財政支援について

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

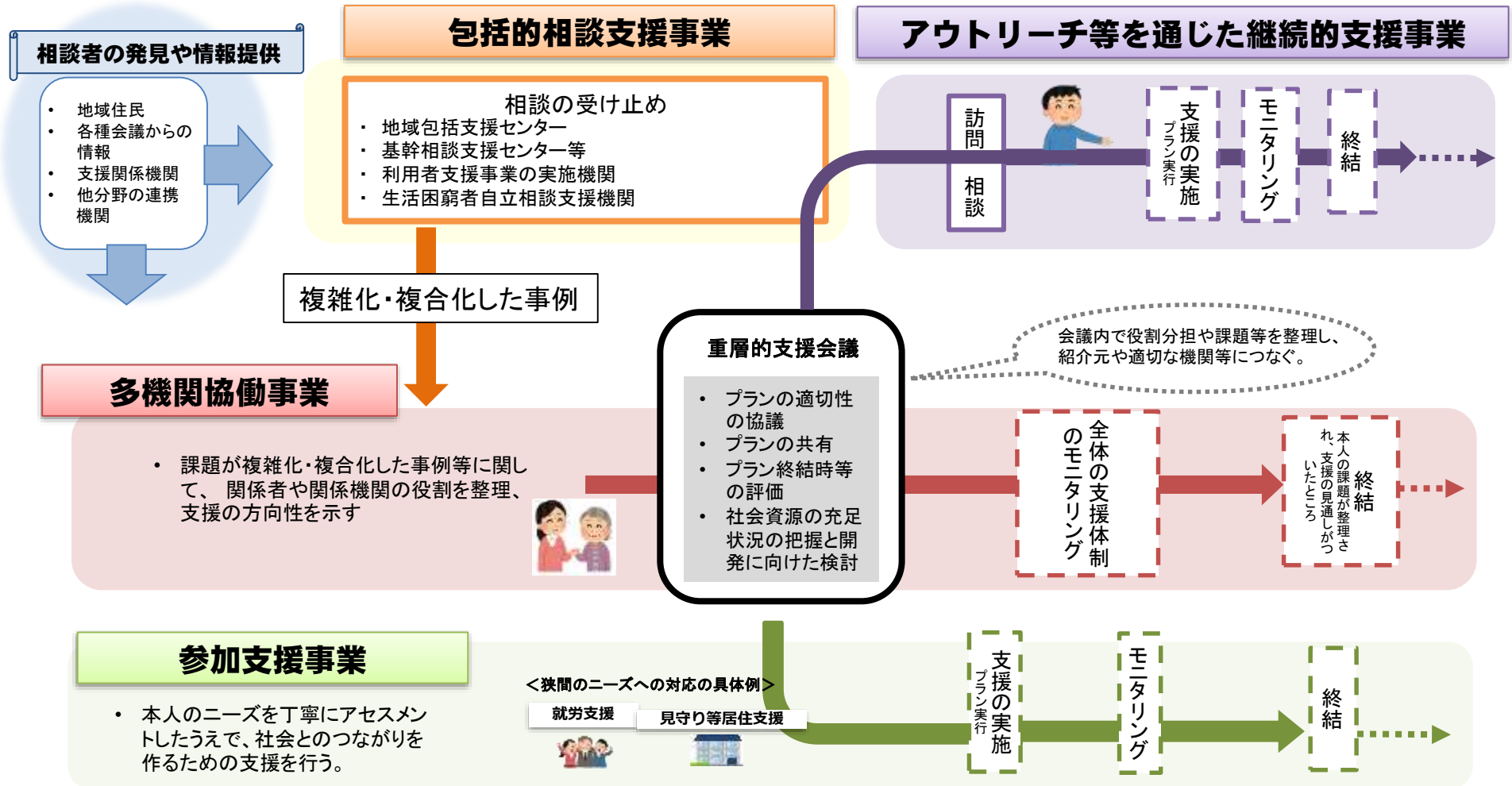
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



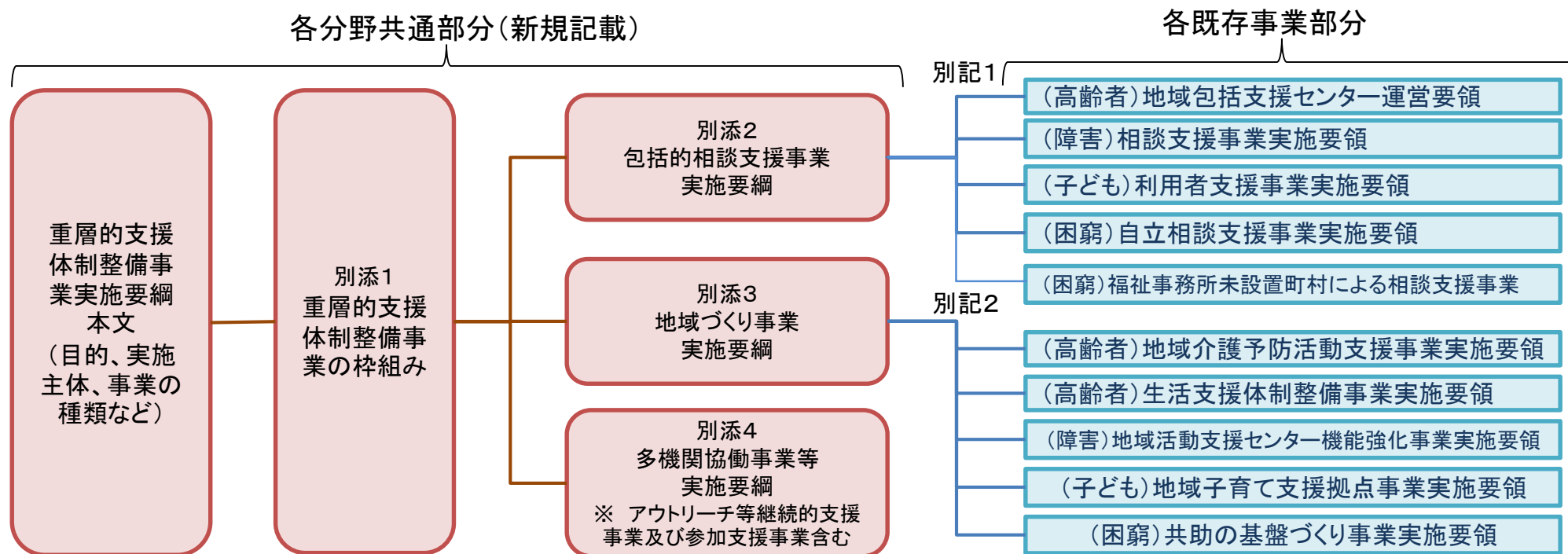
※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業実施要綱の概要

- 重層的支援体制整備事業については、社会福祉法第106条の4第2項に掲げる事業を一体的に行う事業であることから、既存の相談事業及び地域づくり事業の実施内容も含めた「重層的支援体制整備事業実施要綱」を新たに制定。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村においては、重層事業の実施要綱に基づいて事業を実施することとなる。

重層的支援体制整備事業実施要綱の構成

- 実施要綱は、以下の構成図のとおり、重層的支援体制整備事業として、①各分野共通部分（新規記載）と、②既存事業の運営要領をベースとして各事業の実施内容を定める部分で構成している。
 - 既存事業部分について、職員配置基準等の実施要件などの記載事項については、現行の基準内容を維持している。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、地域包括支援センターなどの既存事業については、**重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業や地域づくり事業を実施する主体**であるとともに、これまでと同様に、**地域包括支援センター等の事業を実施する主体**として事業を実施することとなる。



- 重層的支援体制整備事業実施要綱のうち、「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」における記載事項については下記のとおりであり、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、それぞれの事業実施事業者が連携のもとで、属性を問わない相談支援、地域づくりを行うことが求められる。

包括的相談支援事業

○包括的な相談の受け止め

- 包括的相談支援事業者は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止める。
- 当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、適切な機関につなぐ。

○包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつなぎ

- 多機関協働事業へのつなぎ
複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例等について多機関協働事業者に支援を依頼する。
- 重層的支援会議への参加
多機関協働事業者が開催する重層的支援会議には原則として参加する。
- 多機関協働事業との連携
多機関協働事業が支援にあたっている場合、連携して支援にあたる。
- 多機関協働事業からのつなぎ戻し
支援関係機関間の役割分担等が定まった場合、包括的相談支援事業者を含む適切な支援につなぐ

地域づくり事業

○世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保

- 既存各事業が対象とする居場所を確保した上で、すべての地域住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進める。

※ 市町村全体で包括的な支援体制を整備することが目的であり、従前どおり対象者に特化した運営を維持する拠点と、多世代・他属性を対象とした支援を行う拠点が混在することも考えられる。

○個別の活動や人のコーディネート

- 「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、顔の見える関係性や、興味関心からのつながりなど、多様なつながりが生まれる環境整備。
- 地域住民が活動を継続するための情報提供等のサポート、イベント等を含め新たな気づきや展開が生まれる「場」づくり
- 既存の各拠点における取組の連携を図ることで、チームとして適切な支援や活動が行える体制を整備していくこと。

○他分野がつながるプラットフォームの展開

- 地域の多様な主体が情報交換や協議をすることができる場を設定するよう努めること。

多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

多機関協働事業の目的

○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

多機関協働事業の事業内容(概略)

包括的相談支援事業者などからのつなぎ

相談受付

- 複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
- 原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込(本人同意)を得る。

アセスメント

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインタビュー・アセスメントシートにまとめる

※

プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

※

支援の実施

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

※

終結

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。
(終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保)

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等事業の基本的考え方

- ・ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- ・ 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容 (概略)

支援関係機関
や地域住民等
を通じた情報
収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に
向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や
同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることに困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

アウトリーチ等継続支援事業の対象者の考え方

他分野のアウトリーチ機能との協働

- 介護・障害・子育て・生活困窮分野で取り組まれている他の**アウトリーチと協働・役割分担**（※）をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、**すべての住民を対象**とする。

※ 役割分担の例

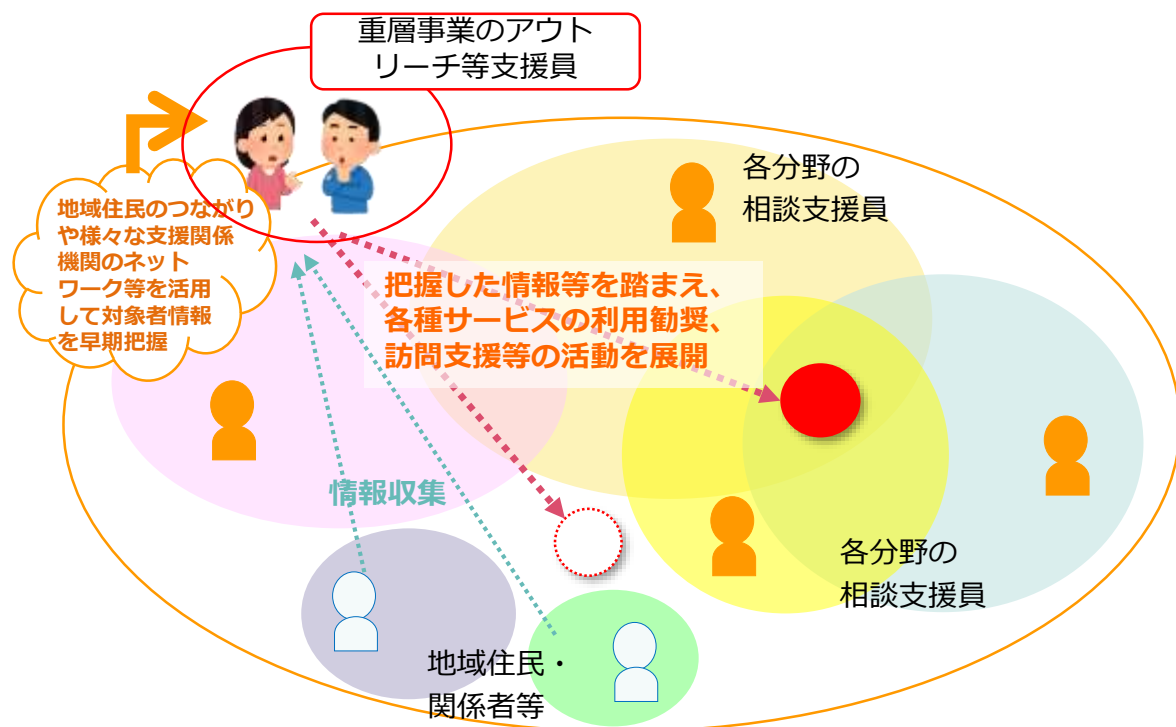
<アウトリーチ等事業が対応する場合>

- 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独でアプローチすることが困難な事例
- これまで各分野の支援機関でも支援対象者として把握されていないなど、いずれの分野の相談支援機関が対応することが適切か判断としない場合

など

<既存の各分野の支援機関が対応する場合>

- 本人の属性等や事前の情報収集により、本人が抱える支援ニーズがある程度把握されており、各分野の支援機関がアプローチすることが適当な場合
- これまでに各分野の支援機関で支援対象となっていたことがあるなど、本人との信頼関係の構築に向けて、各分野の支援機関がアプローチする方が適当な場合



● 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯

○ 支援が届いていない者・世帯

● 相談支援・アウトリーチに取り組む各分野の相談支援機関の支援員等

○ 居場所や交流拠点の地域住民や地域づくり事業のコーディネーター

アウトリーチ等継続支援事業における対象者の把握方法

潜在的な相談者の発見に向けて

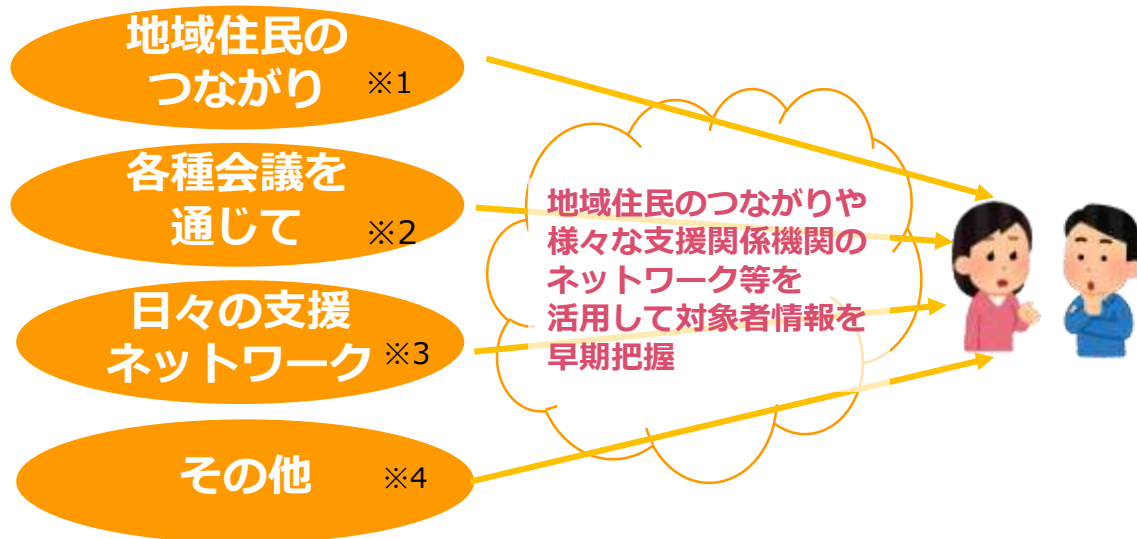
- 問題が深刻になる原因として、本人や世帯が問題に気づいていない、または、どうすればいいかわからずに問題が放置されている場合が考えられる。

また、既存の相談窓口を知らなかったり、思いつかない場合、相談に行くことに心理的な抵抗感がある場合などもあり、相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまう恐れがある。

- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集することが必要。

- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、地域住民が集まる居場所等をまわるなど、日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる**入口は多様**に存在



(例)

- ※1 通いの場や交流拠点での住民同士の対話
- ※2 各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議、支援会議等）の情報
- ※3 支援にあたり日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、医療機関、保健所等からの情報提供、
福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフライン関係従事者、新聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供
- ※4 全戸訪問、ICTを活用した安否確認、アンケート配布、SNSを活用した相談受付等による情報収集

参加支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

参加支援事業の目的

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援(※)では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

参加支援事業の支援内容(概略)

相談受付・
プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・
マッチング

- ・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・
フォローアップ

- ・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

参加支援事業の対象者像・活用する社会資源の例

参加支援事業の支援対象者

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

【具体例】

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者 など

(注) 上記については、あくまでも例であることに留意

参加支援事業で活用する社会資源

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源についても、

- ・ 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所
- ・ 地域の企業や商店、農家等
- ・ 地域における居場所、住民活動の場
- ・ その他ニーズに応じて新たに開発するものなど、多様な社会資源が想定される。

【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

参加支援の実施に際し、社会福祉施設や福祉サービス事業所を活用する場合の取扱い

これまでの課題

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所において、指定等を受けた事業（本来事業）の対象者以外の者の受け入れについては、以下の懸念により進んでこなかった。
 - ・ 本来事業の指定基準等に違反しないか
 - ・ 施設整備について補助金等が交付されている場合、施設の目的外使用にならないか

参加支援に活用を図るための整理

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所の**本来事業の事業実施に支障が生じない範囲であれば、参加支援の対象となる者の受入が可能**であることを明確にし、**本来事業の実施に支障が生じない範囲の考え方を整理**
- 施設整備について補助金等が交付されている場合について、**補助金等の目的外使用にあたらぬ範囲（財産処分の手続が不要な範囲）等を整理**

本来の事業実施に支障が生じない範囲（概要）

- 本来事業の利用者数と参加支援の利用者数の合計が事業所等の定員の範囲内であること。
- 利用については本来事業の利用者を優先し、参加支援の利用は、事業所等の余力の範囲で行うこと。
- 当該事業所の職員が参加支援利用者の支援にもあたる場合は、利用者合計数に応じた人員配置が行われていること。
 - ※ 本来事業の専任職員について、運営基準上、利用者の支援に支障が無い範囲で兼務が認められている場合は、参加支援利用者の支援にもあたる事が可能。

財産処分手続が不要な範囲（概要）

- 本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的な使用
 - ・ 本来事業の**営業時間外や休日**で一時的に使用する場合
 - ・ 本来事業の**空き定員等を活用**して、本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的に使用する場合
 - ※ 一時的な使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合をいう。
- (注) 本来の事業を廃止したり、事業規模を縮小して他用途に使用する場合には財産処分手続が必要

地域の社会資源を活用した参加支援の取組例

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かさないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用のお機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手で閉じこもりがちな高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

既存の社会福祉施設・福祉サービス事業所を活用した参加支援の取組例

支援例① 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まい確保を支援。

- ・いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼。
- ・参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

支援例② 孤立している子育て世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設ける。

- ・周りに相談できる知人等がおらず子育てに悩んでいるとの相談が子育て世帯から多く寄せられていることから、子育て世帯が身近で気軽に集まれる場の必要性が課題となっていた。
- ・地域において子育て支援活動を行っている団体や保育所を調整し、夜間や休日等で生じる空きスペースを活用して、子育て世帯同士のつながりづくりや、支援団体のスタッフへの相談ができる会を開催することとした。

支援例③ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼。
- ・就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼
- ・参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施

地域づくりに向けた取組① – 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 –

基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティネットの充実を図っていく必要がある。
 - 既存制度に基づく拠点を包含する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。
- （※）包括化の対象事業……【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズや市町村全体の資源等の把握等を行い、地域住民や支援関係機関等の関係者で議論する場を設けることが重要。

支援の展開

□ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能。
- ※ 個々の拠点内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長をもちつつ、多機能化する方法も考えられる。
- ・ 市町村全体で、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ※ 市町村の中では、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することも考えられる。

□ 新たな場の確保 ※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。
- ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法も考えられる。

基本的な考え方

【コーディネーターに求められる役割】

- 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった**興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備**が図れるよう、これまではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

支援の展開

- 地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的な取組の展開を図る
 - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、**対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくり**を支えていく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
 - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが相互理解を深め、有用感や継続性を高めることにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- 既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



小学生になった子が気になる...

障害を持つ人への支援も手伝ってみよう...

子ども食堂
小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業



拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた...



何か、私たちに出来ることはないかしら？

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として活用することも考えられる。

地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
 - ▶ 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティーネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたいと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまでにはつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

自治会

社協

商工会

商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

呉服店に子どもの居場所

商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

子育て支援フリーペーパー

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働につながる

まちにある空きスペースが地域活動の場になる

米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声が出る
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

基本的な考え方

- 実施市町村においては、①多様な場・居場所づくりや、②地域活動等のコーディネートなど、地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォーム**の形成を意識。
- 様々な関係者が、互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学びあうことにより、それぞれの弱みを補いあうだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を活性化することにつながる。
- こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

プラットフォームに求められる役割

□ フィールドワークによる地域の人と資源の確認

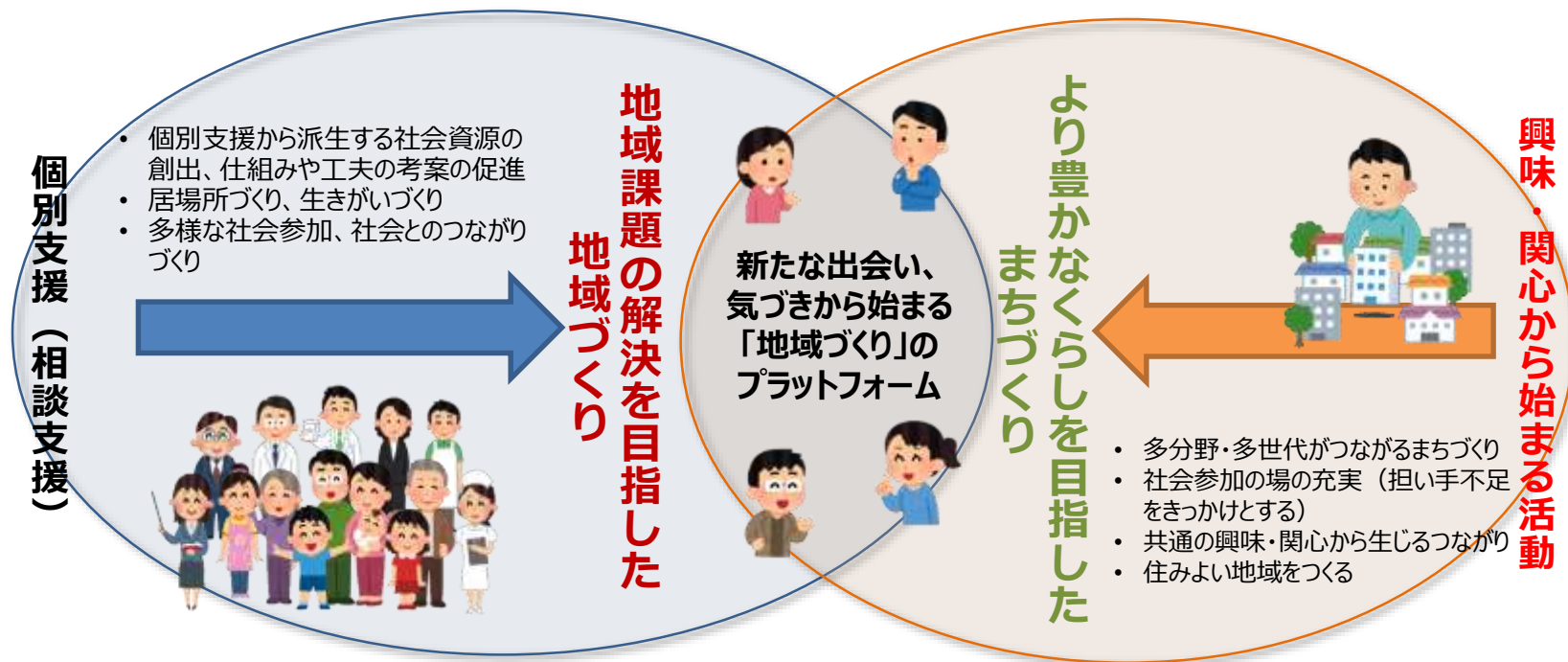
- 地域づくりは、**地域に「ある」ものを活かす視点が不可欠**
- 地域住民や活動している団体等とフラットな関係を気づく中で、地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要。
- **既に住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、活動内容と価値を共有**し、学ぶ機会（例 住民を含む協議の場等）を設け、重要性・価値感を共有する。
 - ※ 制度や事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動の形や問題意識を尊重することが重要

□ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

- **地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。**
- 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能が求められる。

プラットフォームの展開のイメージ

- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



- 重層的支援体制整備事業における各事業の実施内容
- 重層的支援会議及び支援会議
- 実施体制の整備について
- 交付金の算定、財政支援について

支援会議と重層的支援会議の違いについて

支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
 - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ 支援提供者によるプランの共有
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

重層的支援会議について

重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

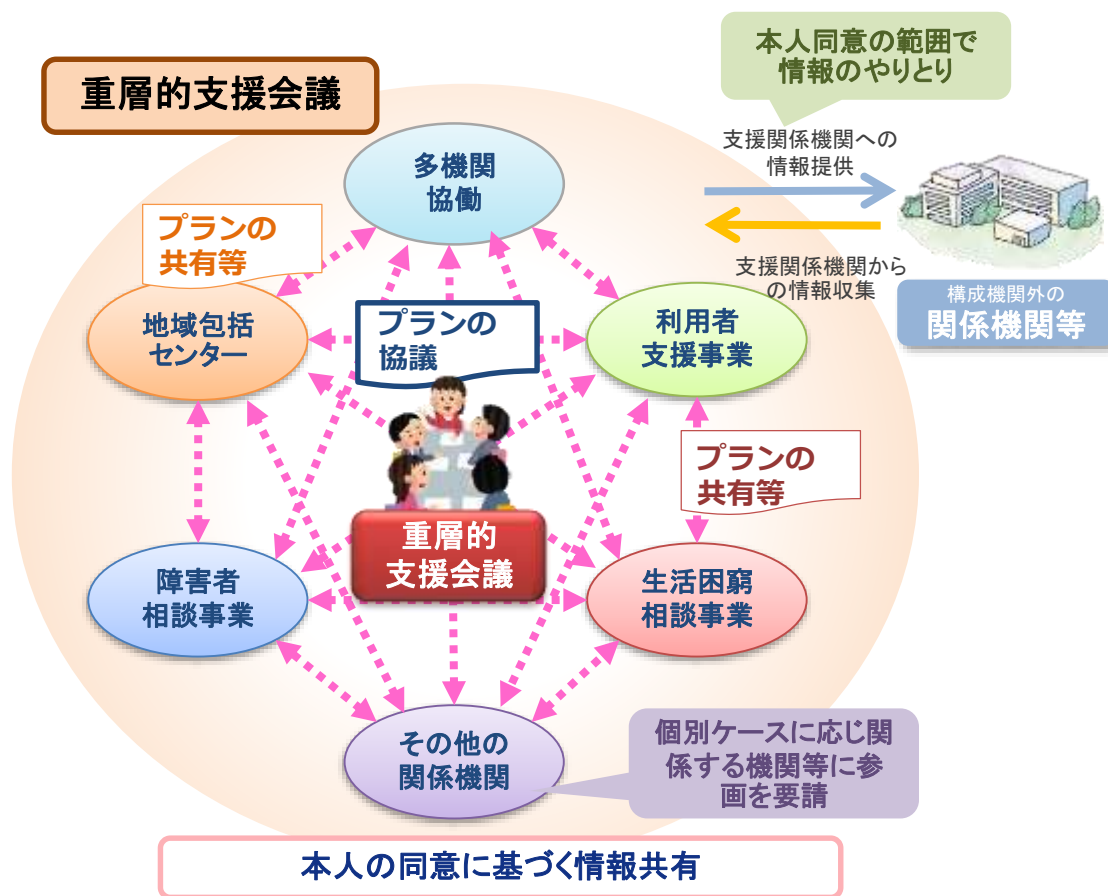
プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



【個人情報の取扱】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。

重層的支援会議の開催方法等

重層的支援会議の開催方法

- 重層的支援会議は、**多機関協働事業者が主催**する。
(多機関協働事業を民間団体に委託している場合、市町村は支援関係機関の招集等を円滑に行うために必要な協力を行う。)
- 重層的支援会議は、**会議の役割、検討件数や事例の内容に応じて、定期開催、随時開催、それらを併用した開催**が考えられる。
- 生活困窮者自立支援制度の支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく自立支援協議会など**既存の会議体と組み合わせるなど、効果的・効率的に実施**する。

重層的支援会議の参加者

- 多機関協働事業者
- 市町村職員
- 包括的相談支援事業者
- アウトリーチ等継続支援事業事業者
- 参加支援事業者
- その他、事例の内容に応じて、関係する支援機関
(生活保護の実施機関、就労等の支援機関、学校や教育委員会など)

※ 重層的支援会議への参加が本人にとって有益な場合には、本人の参加も考えられる。

会議開催のタイミング・内容

重層的支援会議は、以下のタイミングでは必ず開催する。
このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要な場合に適切に開催する。

□ プラン策定時

- アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容
- 各支援関係機関の役割分担
- モニタリングの時期の検討 等

□ 再プラン策定時

- 本人の状況変化の確認、評価
- 現プラン評価
- 再プランの内容の確認

□ 支援終結の判断時

- 本人の目標達成状況の確認、評価
- 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認

□ 支援中断の決定時

- 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における支援の中断

重層的支援会議は何のために行うのか ～会議のための会議にしないために

- 参加者がそれぞれイメージしている目的が異なると、毎回の議論は有意義だと感じていても、同じような議論が繰り返され、次のステージに進まない停滞感が広がることも少なくない。
- 「どのようにして地域の仕組みをアップグレードしていくのか」という目標の設定と、その過程をイメージすることが大切。

重層的支援会議は、どんな役割を持つのか？

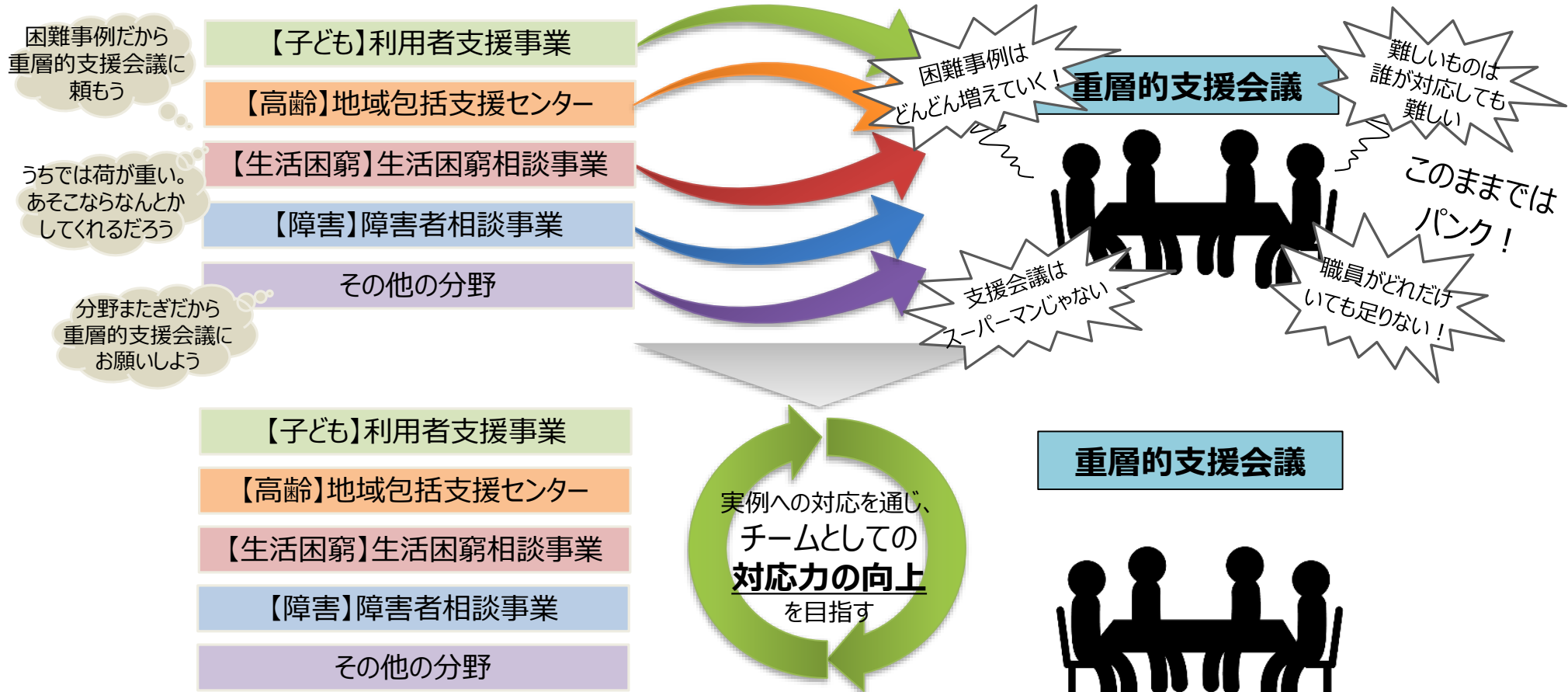


目的を明確にすれば、その時々で会議の役割が見える



重層的支援会議は、チームとしての対応力向上につながる場

- 各分野では効果的に対応が難しいケースを重層的支援会議に持ち込み、関係機関との協働で対応にあたるものの、**対応の主体は、あくまでも各分野の相談機関。**
- 支援に関する経験やノウハウを共有し、それぞれの**機関に持ち帰り**、今後、同様のケースが生じたときの対応力の向上につなげることが重要。各相談機関の対応力の向上につれ、会議を開催する必要性は低下していく。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

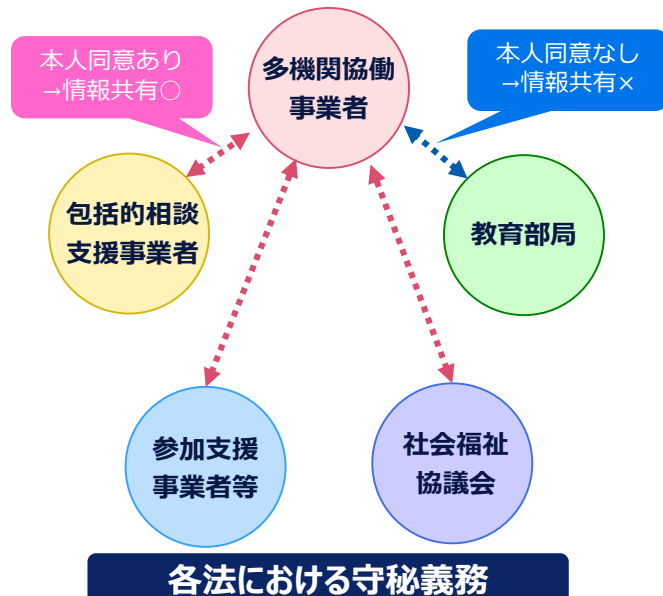
支援会議（法106条の6）の設置の背景

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
 - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
 - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

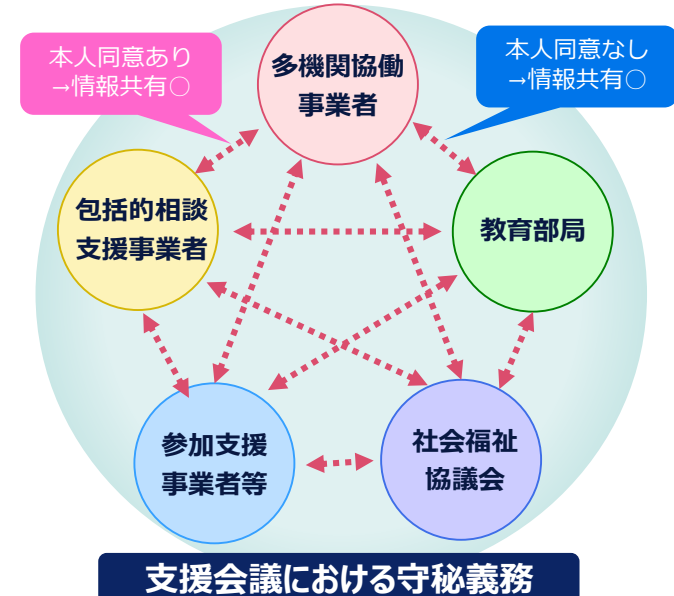
例



支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
 - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例

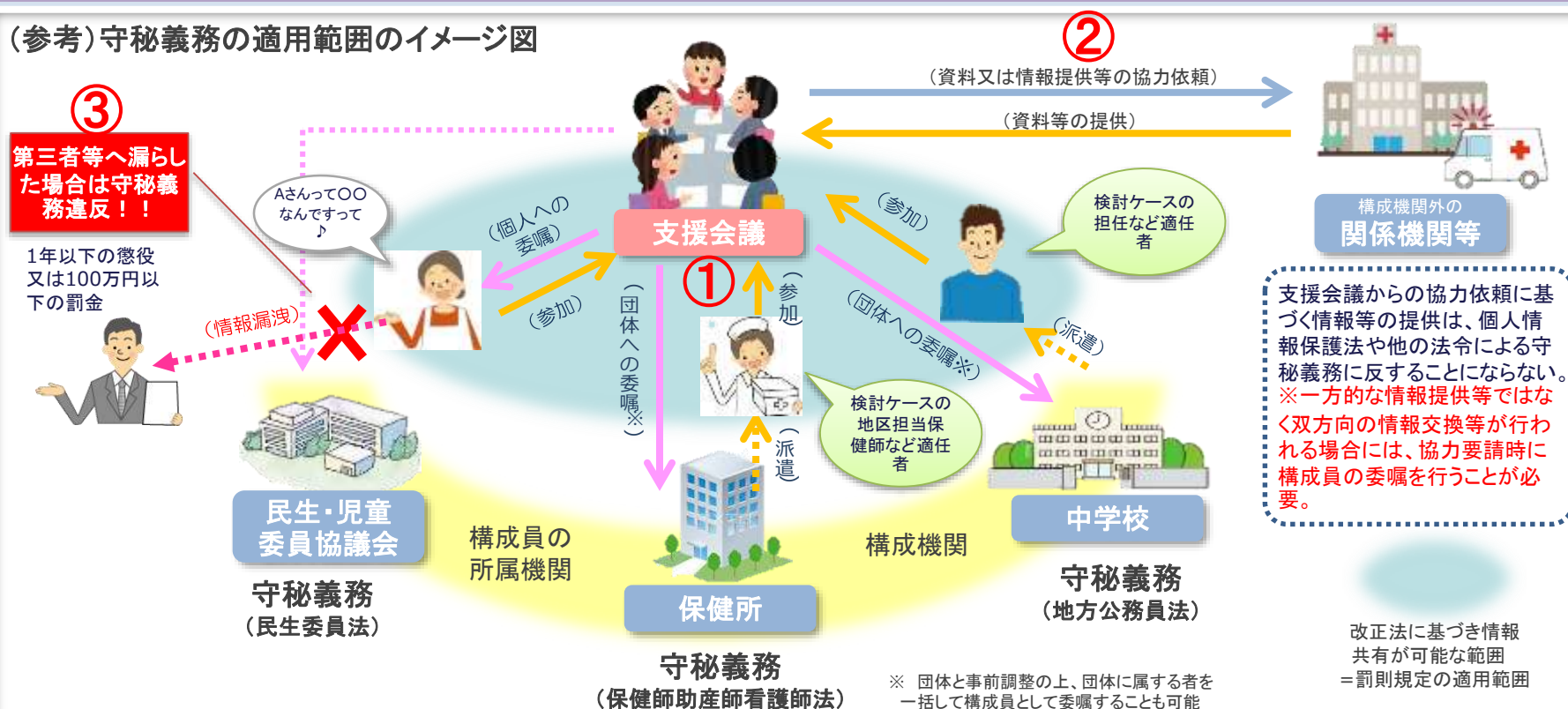


支援会議（法106条の6）における守秘義務の適用範囲

- ① 支援会議においては、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで、本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える住民に関する人の情報共有が可能**となる。
- ② 複雑化・複雑化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能**になる。
- ③ 支援会議の構成員が、正当な理由なく、支援会議の中で共有された個人情報等を支援会議の外へ漏えいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される**ことになる。

※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要**。

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



支援会議（法106条の6）の実施について

支援会議の目的

- 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置**する。

支援会議の内容

- 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。
- 支援会議の構成員の役割は次のとおり。
 - 気になる事例の情報提供・情報共有
 - 見守りと支援方針の理解
 - 緊急性がある事案への対応 等

支援会議の構成員

- 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。
 - 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
 - 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
 - その他の支援関係機関の相談支援員
 - サービス提供事業者
 - 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
 - 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など
- ※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とすることも重要
- 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能

3

- 重層的支援体制整備事業における各事業の実施内容
- 重層的支援会議及び支援会議
- **実施体制の整備について**
- 交付金の算定、財政支援について

重層的支援体制整備事業の実施体制の整備

体制整備の前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
- 各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
- 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

体制構築の進め方

◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

- 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 事業実施にあたっては、庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。
- また、体制構築後も、支援体制全体の状況を把握し、より適切な体制への見直しを行っていくことも必要となる。

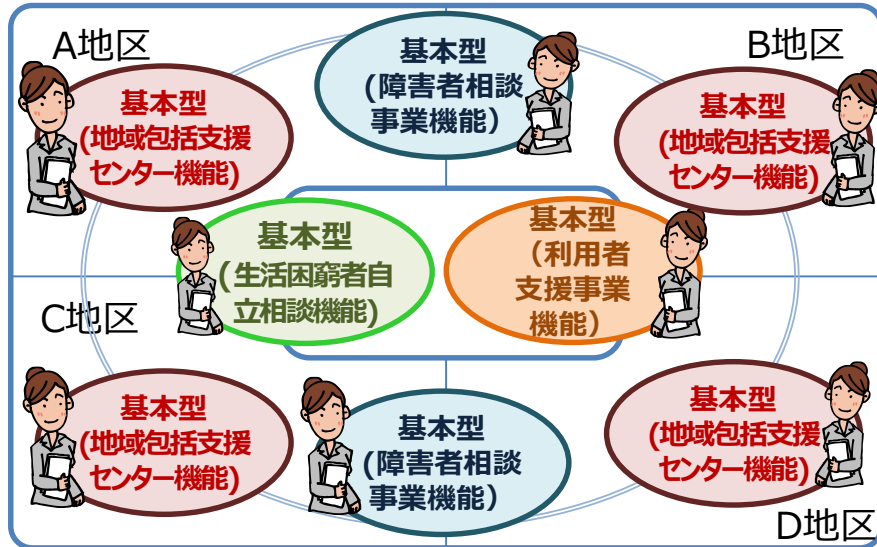
重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるものなど様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

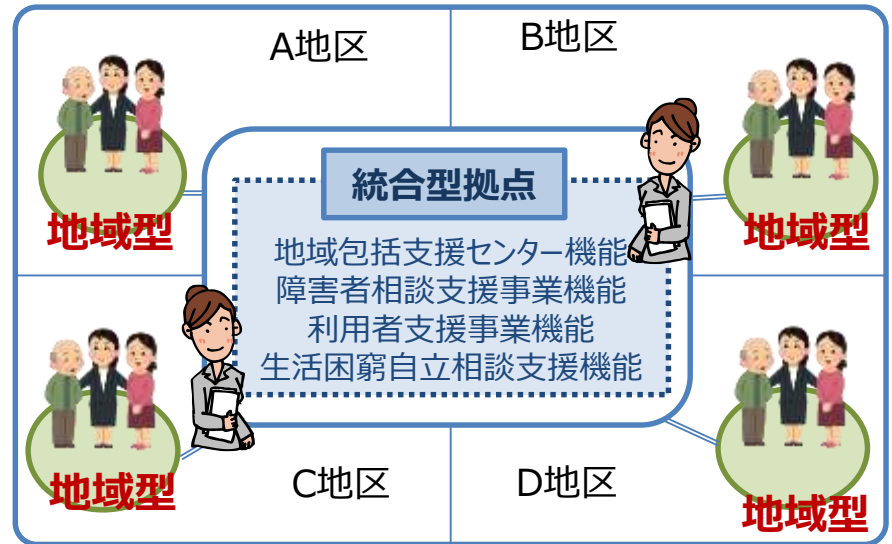
類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

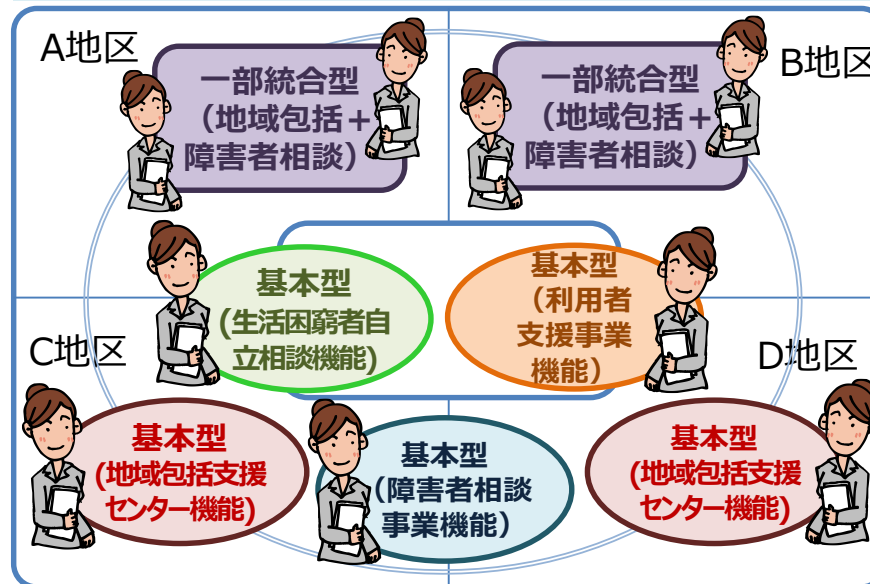
既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



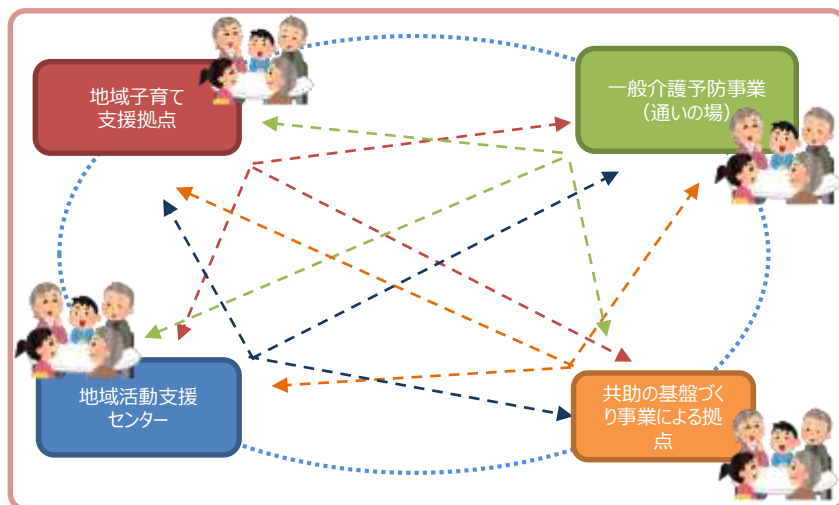
※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支援して支援体制の強化を図る新たな機能を追加

拠点の類型を組み合わせた地域づくり拠点の整備例

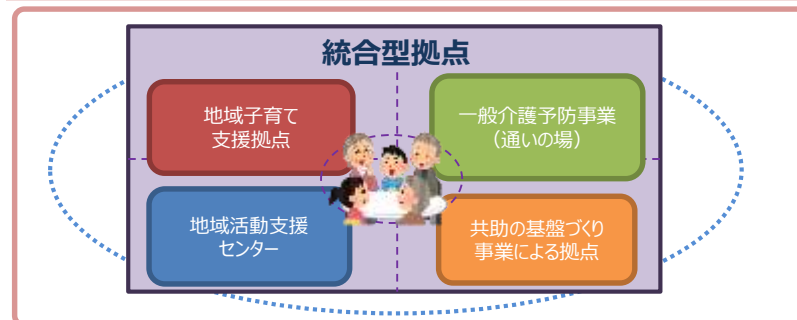
既存の地域づくりに向けた事業に対する影響

- 地域づくり事業についても、全ての個別拠点において、多属性・多世代に対する継続的な支援が求められるのではなく、「市町村全体の体制として」多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- 従って、個別の拠点レベルでは、従前通りの特定の属性や世代に特化した対象の取り組みを維持するものや、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することになる。
- 個別拠点において把握・受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応する。

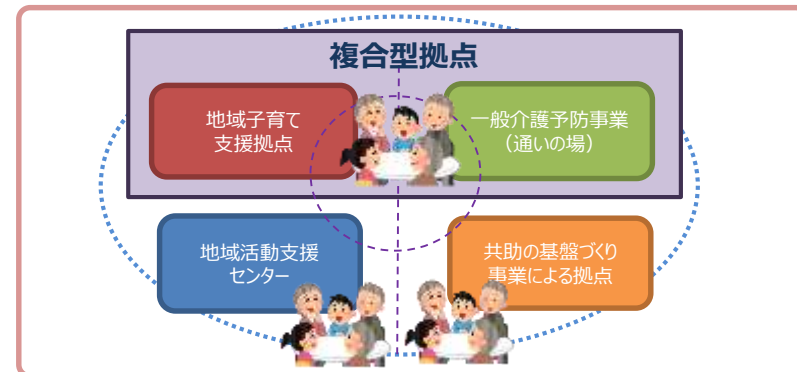
拠点としての場の機能は変更せず、必要時には連携により、人の機能を活用する場合の例（基本型）



拠点としての人と場の機能を全てまとめることにより、連携を図る場合の例（統合型）



一部の拠点としての人と場の機能をまとめ、各支援機関間の連携を図る場合の例（一部統合型）



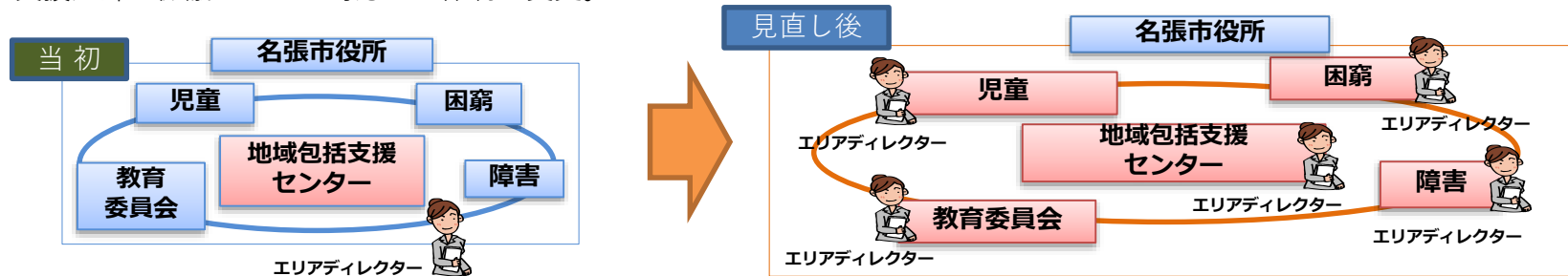
※ 既存の拠点機能については、各拠点がネットワークの中で地域づくり支援を実施するほか、機能を複合した多世代交流の拠点として整備することも考えられる。

※ また、実施パターンは様々であり、基本型と一部統合型が混在するなど、様々な組み合わせでの整備が考えられる（指定基準の遵守や必要なスペースや物品の確保、利用者から見た相談しやすさを担保するための工夫等が必要）

包括的な支援体制の整備における体制変化

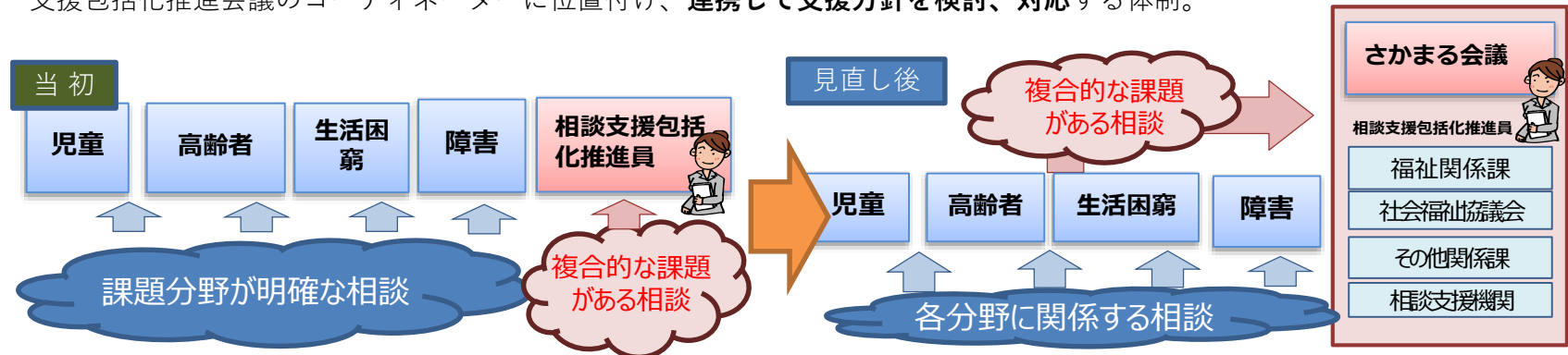
①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていた。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野ともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け付け、**ワンストップ**で対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制。



A市における取組事例(庁内、支援関係機関へのヒアリング調査)

- 重層的支援体制整備事業の実施を検討する自治体の中には、庁内の関係課や支援関係機関にヒアリングやアンケートを行い、現在の支援の実態を明らかにする試みもみられる。
- 例えば、A市では、庁内の関係各課や支援関係機関において、手が届いていない支援ケース(困っている支援ケース)や支援につながったケース(支援につながらなかったケース)についてヒアリング調査を実施。

A市におけるヒアリング調査

<ヒアリング概要>

庁内関係課ヒアリング

- 目的
各制度における取組の現状、ケース対応等で困っていること、事業実施にあたっての意見、提案等を聴取。
- ヒアリングの対象部署
健康福祉部:健康福祉政策課(生活支援相談室)、すこやか生活課、長寿政策課、地域包括支援センター(在宅医療・介護連携サポートセンター)、介護保険課、障害福祉課、こども家庭局:保育幼稚園課、こども家庭相談課(子育て応援室)、発達支援課
都市経済部:建築課
都市活性化局:商工観光課
教育委員会:学校教育課、教育研究所
- 実施方法 ヒアリングシート(別紙)をご提出いただき、中身確認した上で、不明点をお伺いいたします。
ヒアリングシートの提出〆切:9月7日(金)
- 実施時期 9~10月(相談事業を実施している課を優先的に実施)
- 対象者 所属長および担当者等

支援関係機関ヒアリング

- 目的
地域のニーズや人材、地域資源の把握、地域における取組の実施状況、相談対応等での困りごと、事業実施にあたっての意見、提案等を聴取。
- ヒアリングの対象機関
社会福祉協議会、圏域地域包括支援センター、基幹相談支援センター 他
- 実施時期 9~10月



<ヒアリングシート>

ヒアリングシート(記載例①)		こども家庭局こども家庭相談課	
1. 相談の受付(包括的相談支援事業関係)			
対象者	・18歳以下の子どもとその家族	相談への対応者と人数	・子ども家庭支援員4人(全学年職員) ・母子・父子自立支援員2人(全学年職員/ひたし職員)
相談受付場所/方法	・庁内窓口/対面又は電話等	有償の相談受付料	・0円
相談の内容(主なもの)	・児童虐待の相談(学校からの連絡等)、父母の離婚、死亡、入院等による子どもの養育に関する相談、育児やしつけに関する相談、経済的困窮に関する相談など	困難ケースの場合の対応(相談件数のうち困難ケースの割合)	・留守りや支援が必要なケースについては、県内で協議の上、委託先における管理ケースに移行(委託先)
ケース記録の有無 有の場合フォーマットの有無	・案件ケースのみ、ケース記録を管理? フォーマット有?	既存制度で実施している事業 (はじは該当する事業として実施している場合は記載)	【外注】地域包括支援センターの運営 【得意】児童虐待相談支援事業 【子ども】高齢者支援事業 【民間】自立相談支援事業 に該当する事業を実施している場合はその記載
困っていることや改善してほしいと			
2. 支援方法の検討(多機関協働事業関係)			
検討の方法	・直接対応可能な案件であれば、相談受付時に担当者から対応。 ・対応が困難な案件については、県内で協議の上、対応を検討。 ・留守りや支援が必要なケースについては、委託先において対応を検討。	検討の場とメンバー ・関係機関の協働の場を設けていない場合は記載	・児童福祉司や児童福祉協議会 ・中央児童、守山児童養護生活安全課、社会福祉協議会、野洲少年センター、学校教育課、すこやか生活課、食育推進課、発達支援課、障害福祉課、健康福祉政策課 ・アドバイザー(元児相所長)の配置
検討の場における実務方針の協議の仕方(支援プランの作成の事例)	・担当者でケース概要を説明、関係者において、支援方針の協議、議決を踏まえ、関係者の役割分担を決定、全体の進行はこども家庭相談課が担当(支援プランは特種策定していない)。	検討の場の役割分担と連携	・児童福祉法第25条の2 ・条例では児童福祉司や児童福祉協議会の設置に努めなければならないとされている。
困っていることや改善してほしいと			

重層的支援体制整備事業と関係分野の施策との連携体制の構築

関係分野との連携

- 重層的支援体制整備事業においては、包括化する4分野の事業にとどまらず、労働分野、教育分野、地域再生分野等の連携が重要。
- 各施策との連携に関して個別の内容については、連携通知を参照

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

※ 今後、消費者保護行政、住宅施策、環境、まちづくり施策等との連携通知も策定を予定

4

- 重層的支援体制整備事業における各事業の実施内容
- 重層的支援会議及び支援会議
- 実施体制の整備について
- 交付金の算定、財政支援について

重層的支援体制整備事業交付金の算定・財政支援について

重層的支援体制整備事業交付金の創設

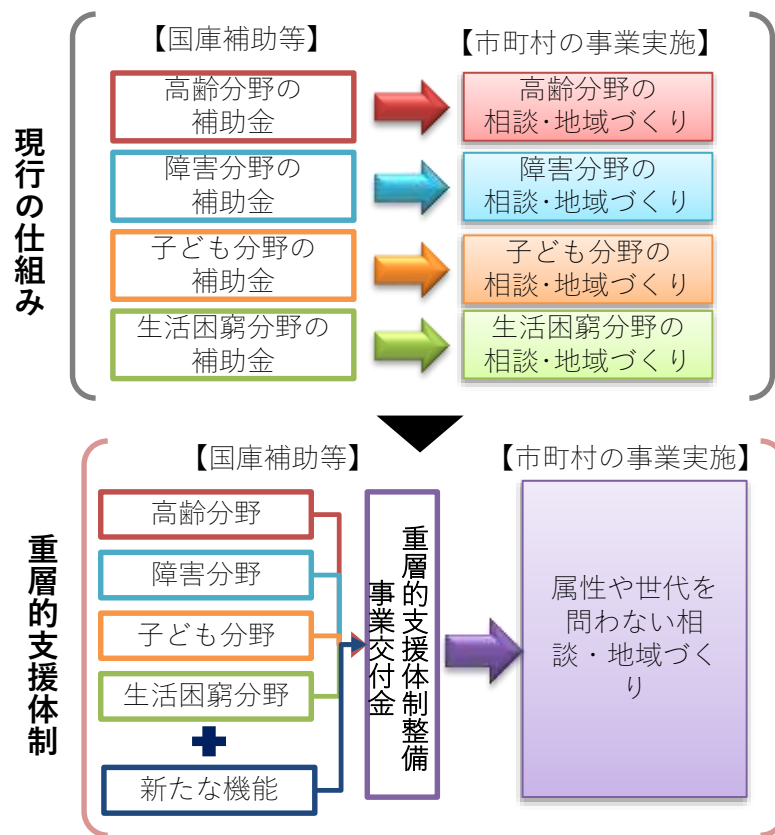
- これまで、属性を超えた相談窓口の設置等を行う際、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を創設する。

重層的支援体制整備事業交付金の算定

- ① 介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業（※）の補助金に
- ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能に係る一括して交付する。

※ 相談支援：【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業
地域づくり：【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（通いの場を想定）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】共助の基盤づくり事業

【重層的支援体制整備事業交付金イメージ図】



※ 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。

国から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の8）

○重層的支援体制整備事業にかかる国から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

- ① 一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号から第4号までに列挙
- ② 裁量的経費となるものを第5号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	国の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	地域づくりに向けた支援	20/100
	第2号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）の費用のうち、調整交付金相当分	地域づくりに向けた支援	平均 5/100
	第3号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	38.5/100
	第4号	【困窮】自立相談支援事業	相談支援	3/4
裁量的経費	第5号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	50/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	2/3以内 1/3以内
		【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業	地域づくりに向けた支援	1/2以内
		新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能		<令和3年度> 3/4 〔 令和5年度から国1/2 都道府県1/4の予定 〕

(注) 多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

都道府県から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の9）

○重層的支援体制整備事業にかかる都道府県から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

- ① 一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号及び第2号に列挙
- ② 裁量的経費となるものを第3号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	都道府県の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防支援活動事業）	地域づくりに向けた支援	12.5/100
	第2号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	19.25/100
裁量的経費	第3号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	25/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1/6以内 1/3以内
		<p>新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供</p> <p>新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能</p> <p>新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能</p>		<p><令和3年度> -</p> <p>〔令和5年度から国1/2 都道府県1/4の予定〕</p>

（注）多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

（注）困窮分野については都道府県の法定負担なし

重層的支援体制整備事業交付金(包括的相談支援事業)の交付額算定方法

① 事業実施年度の事業費の算定(交付要綱Aの額)

実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除

② 基準年度(事業実施年度の前々年度)における実績額の確認(交付要綱B及びCの額)

B: 4分野の各事業別の実績額
C: 4分野の各事業実績額の合計額

③ 各事業費相当額の算定

・交付要綱Aの額に、
・Bの額をCの額で除した率を乗じて得た額
 $A \times (B/C)$

④ 交付金の交付額の算定

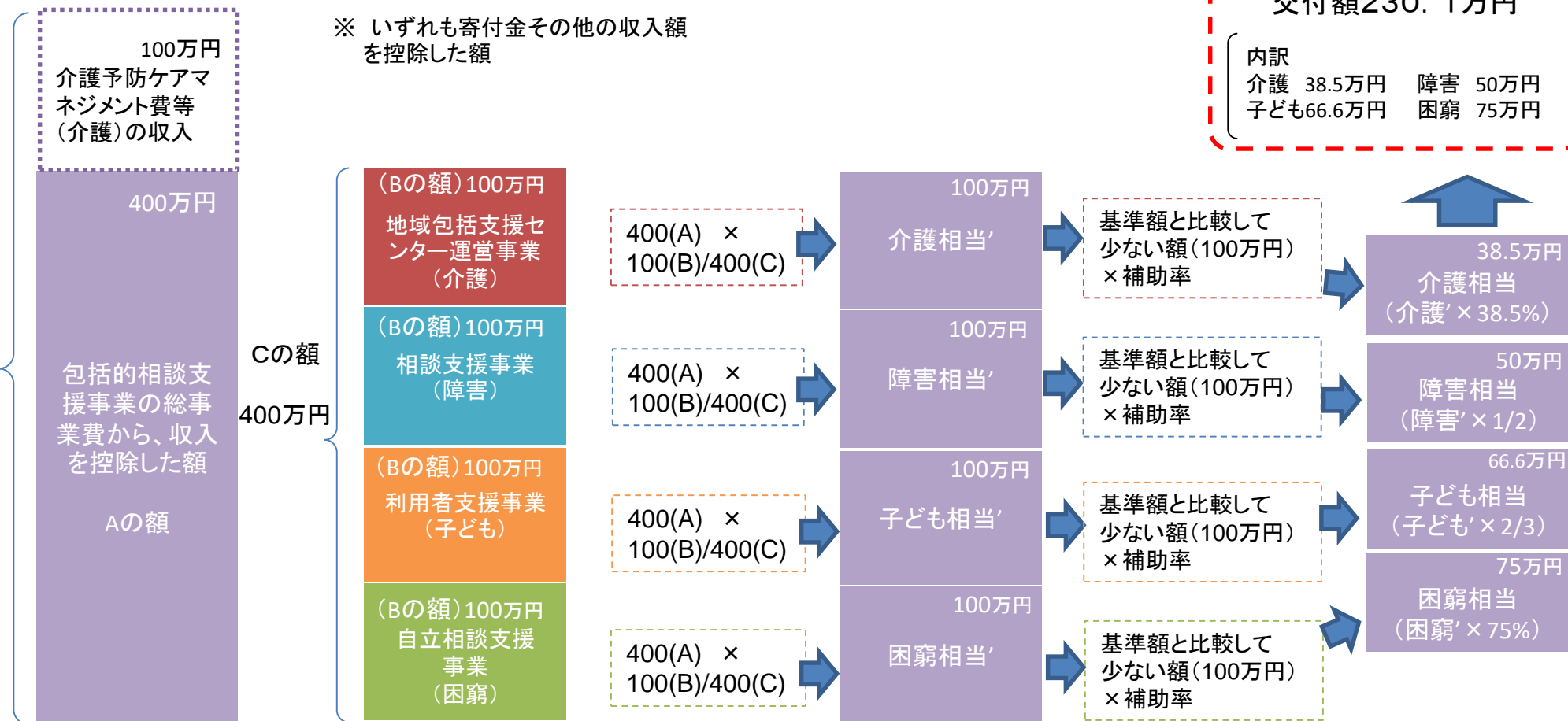
・各分野ごとに、③で算定した額と基準額(上限額)と比較して少ない額に
・4分野の各事業の国庫補助率を乗じ、算定した額の合計額を交付額とする。

※ いずれも寄付金その他の収入額を控除した額

交付額230.1万円

内訳	介護 38.5万円	障害 50万円
	子ども66.6万円	困窮 75万円

総事業費
500万円



※ 総事業費には、障害者の相談支援事業の基本事業分など、地方交付税対象経費は含まない

※ 各分野、基準額内に収まっていると仮定。

重点的支援体制整備事業交付金の算定方法例(過去実績による按分)

- 既存の事業では、各事業別に区分して経費を積み上げて、対応する補助金等毎に申請し、交付を受ける。
- 新たな事業においては、各事業の所要経費について詳細な区分を必要とせず、全体の事業費に過去実績による按分率を乗じることにより、各事業費に相当する額を算出。当該仮想の事業費を一括して交付金を交付。

【既存事業(過去実績)】		対象経費 支出額 a	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a、bいずれ か低い額×補 助割合)	過去実績按分 (aの事業別 割合)
地域包括支援センター運営事業		25,000	30,000	38.5/100	9,625	45.5%
基幹相談支援センター等機能強化事業		10,000	6,000	50/100	3,000	18.2%
利用者支援事業		5,000	7,000	1/3	1,667	9.1%
生活困窮者自立相談支援事業		15,000	18,000	3/4	11,250	27.3%
各事業費 合計		55,000			25,542	100.0%

過去実績により各事業
費に相当する経費を算
出

既存の基準額・
補助割合を維持

※同様の事業実施形
態であれば補助額は
同一となる仕組み

【新たな事業】		対象事業総計 a'	過去実績按分	各事業按分額 a" (a'×按分 率)	国庫補助 基準額 b	補助割合	補助決定額 (a"、bいずれ か低い額×補 助割合)
重層的支援体制整備事業(相談支援)		55,000					25,542
地域包括支援センター運営事業相当経費			45.5%	25,000	30,000	38.5/100	9,625
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費			18.2%	10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費			9.1%	5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費			27.3%	15,000	18,000	3/4	11,250

拠点の開設・廃止等があった場合の補正措置

① 事業実施年度の事業費の算定(交付要綱Aの額)

実施年度における包括的相談支援事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(450万)から、**拠点等の開設・廃止等による影響額(50万)を加算又は減算した額**
<450万-50万円>

② 基準年度(事業実施年度の前々年度)における実績額の確認(交付要綱B及びCの額)

B: 4分野の各事業別の実績額
 C: 4分野の各事業実績額の合計額

※ いずれも寄付金その他の収入額を控除した額

③ 各事業費相当額の算定

・交付要綱Aの額に、
 ・Bの額をCの額で除した率を乗じて得た額

$$A \times (B/C)$$

に、**各事業における拠点の開設・廃止の影響額を加算・減算した額**
<100万+50万>

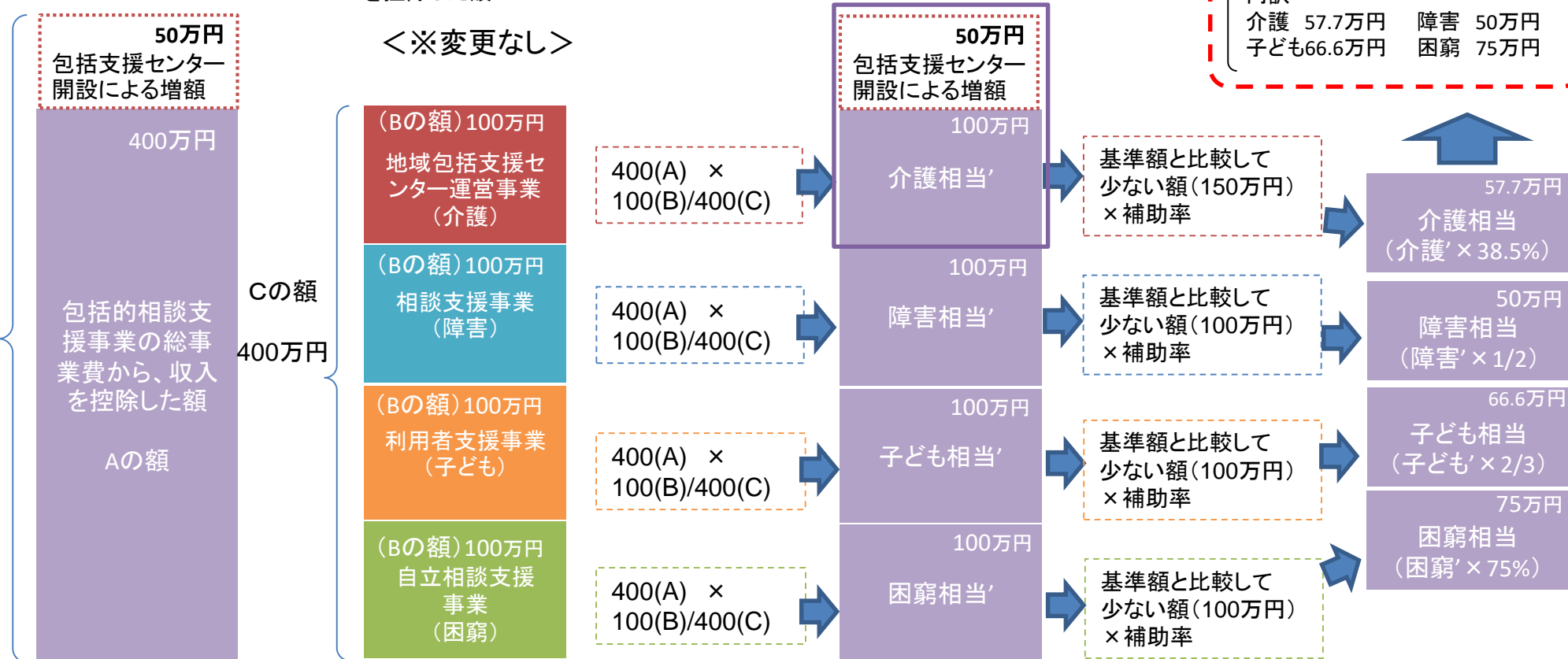
④ 交付金の交付額の算定

・各分野ごとに、③で算定した額と基準額(上限額)と比較して少ない額に
 ・4分野の各事業の国庫補助率を乗じ、算定した額の合計額を交付額とする。

交付額249.3万円

内訳	
介護 57.7万円	障害 50万円
子ども66.6万円	困窮 75万円

総事業費
450万円



※ 総事業費には、障害者の相談支援事業の基本事業分など、地方交付税対象経費は含まない

※ 各分野、基準額内に収まっていると仮定。

重層的支援体制整備事業交付金の算定方法(拠点の開設等における事前補正)

○主に特定分野における支援機能を担う拠点を開設するなど、事業内容を大きく変更する場合には、各分野の負担額を事業実態と合わせるため、開設(廃止)等による予算の増(減)額について、各分野の事業費を増(減)を行った上で、各分野の所要仮想経費を算定し、交付金の申請等を行う。

①総事業費のうち、拠点の開設等の影響を除く事業費については、従来の過去実績による按分率に基づいて、各分野の事業費を算定。

②主に特定分野の支援機能を担う拠点の新設(廃止)について、当該変更に伴う影響額を、従来分の各分野の事業費に加えて、各分野の事業費相当額を算定

事業名	従来分事業費の算定			新設等の影響の反映		国庫補助 基準額 d	補助割合	補助決定額 (a'', dいずれ か低い額×補 助割合)
	総事業費 (従来分) a'	過去実績按分 (従来分) A	各分野事業費 (従来分) a'×A= a''	特定分野の 拠点新設に 伴う影響額 b	変更影響加味 した事業費 (a''+b) C			
重層的支援体制整備事業(相談支援)	55,000				60,000			
地域包括支援センター運営事業相当経費		45.5%	25,000	5,000	30,000	30,000	38.5/100	11,550
基幹相談支援センター機能強化事業相当経費		18.2%	10,000		10,000	6,000	50/100	3,000
利用者支援事業相当経費		9.1%	5,000		5,000	7,000	1/3	1,667
生活困窮者自立相談支援事業相当経費		27.3%	15,000		15,000	18,000	3/4	11,250

新設(廃止)に伴う
予算増(減)額

令和2年度予算と、令和3年度予算の比較(イメージ)

- 令和3年度に重層的支援体制整備事業を新設。モデル事業は令和2年度で廃止。
- 令和3年度は、新たな3機能(多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援)に必要な予算を計上。あわせて、重層的支援体制整備事業に移行するための準備等に必要な予算を計上している。

令和2年度

モデル事業

(取組内容)

- ①地域の様々な相談の受け止め、地域づくり
- ②多機関の協働による包括的支援体制構築事業
- ③参加支援
- ④都道府県事業
- ⑤包括的支援体制への移行に係る調査事業

社会福祉法改正

重層的支援体制整備事業 (法に基づく事業)

重層的支援体制整備事業への 移行準備事業

重層的支援体制構築 に向けた都道府県 後方支援事業

令和3年度

(取組内容) ※新たな3機能にかかる事業を新規要求

- 多機関協働事業(新規要求)
 - アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(新規要求)
 - 参加支援事業(新規要求)
 - 既存事業(既存予算の活用)
 - ・介護、障害、子育て、生活困窮の相談支援
 - ・介護、障害、子育て、生活困窮の地域づくり
- ※モデル事業①は既存事業や「アウトリーチ等事業」で対応
 ※モデル事業②は「多機関協働事業」
 ※モデル事業③は「参加支援事業」で対応

(取組内容)

- 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
 - 地域づくり・アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
 - 参加支援
- ※重層的支援体制整備事業への移行に向けた準備

(取組内容)

- 市町村本庁内連携促進のための支援(市町村の関係部局横断的な説明会の実施など)
- 市町村間交流・ネットワーク構築支援(情報共有の場づくり)
- 新事業の周知・広報、新事業への移行促進等を目的とした研修の実施
- 包括化支援体制構築のための実態調査
- 都道府県域内における法律相談等の専門家の派遣調整等

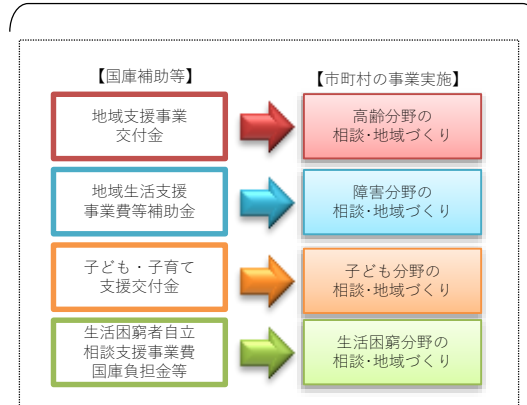
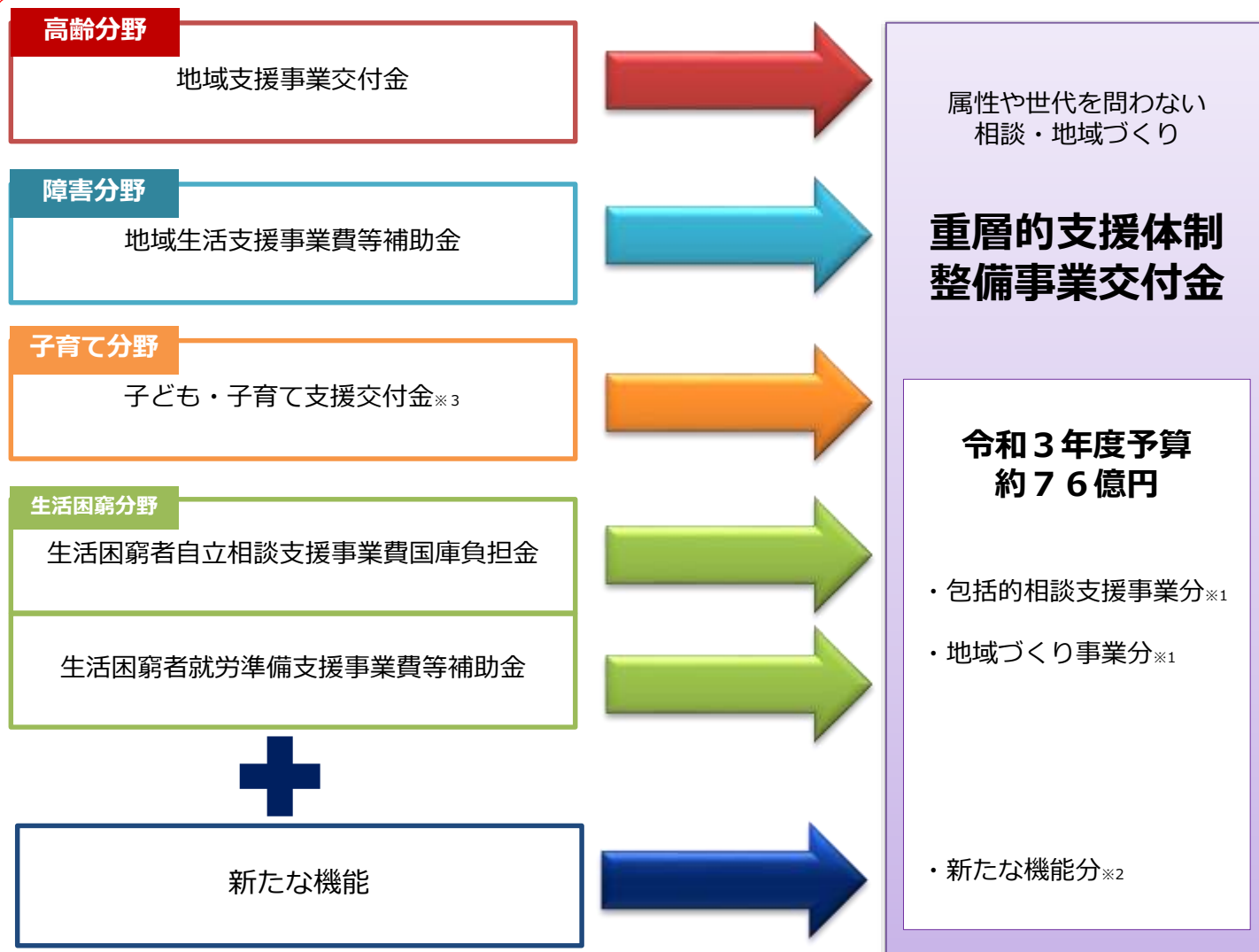
- 法改正により重層的支援体制整備事業を新設。包括的支援体制構築に向け施行的取組を推進してきたモデル事業は令和2年度に廃止。
- 令和3年度は新たに重層的支援体制整備事業への移行促進をするための準備事業等を新設。

(令和3年度予算) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

(参考：現行の仕組み)



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上